

議案第 92 号

東大阪市手数料条例及び東大阪市火入れに関する条例の一部を改正する条例

制定の件

東大阪市手数料条例及び東大阪市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市条例第 号

東大阪市手数料条例及び東大阪市火入れに関する条例の一部を改正する条例

(東大阪市手数料条例の一部改正)

第1条 東大阪市手数料条例（平成12年東大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第67号中「第64号」を「第69号」に改める。

(東大阪市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 東大阪市火入れに関する条例（昭和60年東大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「とき、」を「場合」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、」に、「ときは」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市手数料条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(手数料の種類等)	(手数料の種類等)
第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。	第2条 手数料の種類及び金額は次のとおりとし、これらの手数料は当該手数料を徴収する事務に係る申請等の際、当該申請等を行う者から徴収する。ただし、市長は、必要があると認めるときは、後納させることができる。
(1)～(6 6) (略)	(1)～(6 6) (略)
(6 7) 破碎業（使用済自動車の再資源化等に関する法律 第2条第14項に規定する破碎業をいう。次号及び <u>第6 9号</u> において同じ。) の許可審査手数料 1件 8 4, 0 0 0 円	(6 7) 破碎業（使用済自動車の再資源化等に関する法律 第2条第14項に規定する破碎業をいう。次号及び <u>第6 4号</u> において同じ。) の許可審査手数料 1件 8 4, 0 0 0 円
(6 8)～(1 1 6) (略)	(6 8)～(1 1 6) (略)
2 (略)	2 (略)

東大阪市火入れに関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(火入れの中止) 第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。	(火入れの中止) 第15条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。